

1 第2回技術検討専門委員会における指摘事項・意見への対応

1. 汚染状況の概要

指摘事項・意見	委員会時回答	対応
旧処分場外において、PCB濃度の最高値である3,800 mg/kgが確認されているが、PCB以外の汚染物質の濃度は低い。汚染源は一つで拡散したのか。(尾崎委員)	PCBの汚染は、油の拡散後PCBが沈積したものであると考えており、これらを裏付けるため、PCB高濃度域の掘削調査を実施する予定です。	PCB高濃度域の掘削調査を平成23年10月に実施しました。第3回委員会資料2の「PCB汚染源の調査」の中で整理しています。
不透水層（シルト層）の透水係数を 1.5×10^{-7} cm/sec以下としているが、実際に透水試験は実施したのか。(勝見委員)	現状としては、透水試験は実施しておらず、推定式により算出しています。今後、透水係数を実測したいと考えています。	不透水層確認等ボーリング調査を平成23年11月から実施しました。第3回委員会資料3の「追加調査結果の概要」の中で整理しています。
三次元クリギングについて、北側の調査データが少ないのではないのか。(勝見委員)	北側調査データは少ないですが、得られたデータを用いて油の広がりとそのPCB濃度を、三次元クリギングにより表示しています。	北側振子川護岸エリアのボーリング調査を平成23年10月に実施しました。第3回委員会資料3の「追加調査結果の概要」の中で整理しています。

2. 環境修復の基本的な考え方について

指摘事項・意見	回答	対応
PCB濃度が土壤環境基準（溶出量）及び底質暫定除去基準（含有量）を下回っている箇所について、なぜ処理が必要となるのか。(尾崎委員)	基準値以下の土壤を汚染土壤として処理しなければならないかは、必ずしもそうでないと考えています。汚染土壤中の油を除去する方法も処理の一つとして考えています。	第3回委員会資料4「対策の進め方とシナリオ」中の「汚染対策方法の選定要件」などで検討しています。

3. 対策工法の比較と進め方について

指摘事項・意見	回 答	対 応
<p>高濃度区域を処理の対象とする方法もあるのではないかと。汚染が高濃度であり、廃棄物を含んでないものは旧処分場内であっても除去する方法もあるのではないかと。旧処分場内は全て封じ込めるという方法以外にも考えられるのではないかと。また、廃棄物層のみを囲い込む方法もあるのではないかと。(江種委員)</p>	<p>不透水層までの遮水壁の構築は可能です。また、土地制約条件(水管橋、高圧線)等を考慮し、具体的な検討を行います。囲い込み内の水位についても、周辺水位より低くすることを念頭に、十分に検討を行います。</p>	<p>第3回委員会資料4「対策の進め方とシナリオ」中の「対策エリア区分の設定」などで検討しています。</p>
<p>囲い込み対策において、不透水層の確実な把握が重要である。併せて、水処理等の十分な検討が必要である。(尾崎委員)</p> <p>不透水層について、地質の成り立ち等を考慮し、地質学的な知見からのアプローチも必要である。(勝見委員)</p>		<p>不透水層確認等ボーリング調査を平成23年11月から実施した他、地質構成等の文献調査を実施しました。第3回委員会資料の「追加調査結果の概要」の中で整理しています。</p>